

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う
情報科学研究科としての対応指針（5月8日現在）：教員向け

情報科学研究科新型コロナウイルス感染症対策本部
情報科学研究科長 加藤 寧

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけが、5月8日以降変更になりました。これを受けて本学では体調不良者等の対応について、下記のとおり定めましたので周知します。

なお、引き続き基本的な感染対策や場面に合わせた感染対策を心掛けるよう併せてお願いします。

1. 陽性となった場合

【外出を控えることを推奨する期間】

- ・発症日を0日として、5日間は外出を控える。
- ・5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間が経過するまでは、外出を控える。

※無症状の場合は検体採取日を0日とする。

※外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底する。

【周りの方への配慮】

- ・発症日から10日間は不織布マスクを着用し、高齢者等ハイリスク者との接触は控える。
- ・発症後10日間を過ぎても症状が続いている場合は、マスク着用等を徹底する。

【学生の出席について】

- ・学校保健安全法に規定により「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止とする。
- ・出席停止期間中の授業等（定期試験を含む）の取扱いについては、可能な限り配慮を行うものとする。

2. 同居者が陽性となった場合

- ・家族、同居者が陽性となった場合、5日間は自身の体調に注意する。
- ・7日目までは、不織布マスクを着用しハイリスク者との接触を控える。

3. その他

- ・情報棟については、1階各入口のほか、各階廊下、エレベーターホール等に手指消毒液を継続して設置する。
- ・他研究科の建物については、その建物の管理者に従うものとする。
- ・事務室の窓口カウンターに飛沫防止用ボードを継続して設置する。
- ・大講義室・中講義室に消毒用アルコールを継続して設置する。

<就業の取扱い比較>

<別紙>

◆5月8日以降も特段の取扱いをするもの（本通知により取り扱うもの）

事由	5月7日までの取扱い	5月8日以降の取扱い
職員が罹患したとき	<ul style="list-style-type: none"> 就業禁止(有給) 	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察休暇(有給)
新型コロナウイルス感染症対応として、臨時休校等をした小学校等に通う子の世話をを行うとき	<ul style="list-style-type: none"> 臨時休校休暇(有給) 	<ul style="list-style-type: none"> 臨時休校休暇(有給)
新型コロナウイルスに感染した子など、小学校等を休む必要がある子の世話をを行うとき		
職員が新型コロナウイルスワクチンを接種するとき	<ul style="list-style-type: none"> 勤務しないことの承認(有給) 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務しないことの承認(有給)
職員が新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応等により就業することが困難なとき	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察休暇(有給) 	

◆5月7日をもって特段の取扱いを終了するもの

事由	5月7日までの取扱い	5月8日以降に利用できる制度
職員の同居者が罹患したとき	同居者が体調不良の場合	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク／子の看護休暇(有給)
	同居者が体調良好の場合	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク
職員に風邪症状があるとき	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察休暇(有給) 	<ul style="list-style-type: none"> 病気休暇(有給)又は私傷病休暇(無給)
職員の同居家族(配偶者、父母及び子)が風邪症状を発症し、看護その他の世話をを行うとき		<ul style="list-style-type: none"> 子の看護休暇(有給) <p style="text-align: right;">※子以外のための休暇等なし</p>
職員の同居家族に新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応等が生じ、看護その他の世話をを行うとき	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察休暇(有給) 	<ul style="list-style-type: none"> 子の看護休暇(有給) <p style="text-align: right;">※子以外のための休暇等なし</p>
在宅勤務(テレワーク)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務(自宅待機)を命ずることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「テレワークの実施に関する取扱い」(令和4年3月29日)に基づき、事由を問わず実施することができる。
時差出勤	<ul style="list-style-type: none"> 通勤時に人と接する時間を少なくするため、労働時間等細則別表を改正することなく、部局等の長が必要と認める範囲で始業・終業時刻を変更することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員個人の事情による始業・終業時刻の変更は、労働時間等細則第2条第2項第1号～第4号に掲げる事由に限り、部局等の長の承認を受けた場合に行うことができる。 このほか、業務上の都合により始業・終業時刻を変更する場合には、同細則別表の改正が必要となる。
昼休みの時差取得	<ul style="list-style-type: none"> 昼休み時に人と接する時間を少なくするため、労働時間等細則別表を改正することなく、部局等の長が必要と認める範囲で休憩時間を変更することができる。 	